

令和3年4月



日帰り入院からきっちり保障の医療保険



8大疾病をしっかり保障



専用

保険金・給付金のご請求のまえに

ご加入年月日(保険証券の契約日)をご記入ください

契 約 日	年 月 日	保障内容確認ページ
平成21年4月2日～ 平成28年4月1日	5年ごと配当付医療保険(09)※ 《医療大臣プレミア》	3ページをご確認ください
平成28年4月2日～	医療保険(16)※ 《医療大臣プレミアエイト》 医療保険(09)・終身医療保険(09)《医療大臣プレミア》から医療保険(16)・ 終身医療保険(16)《プレミアエイト》に更新したご契約を含む	5ページをご確認ください

※保険証券に表示されている医療保険の名称と上記名称をご確認ください。(終身医療も含みます)

～この冊子はこんなときにご活用ください～



★
被保険者が
病気や事故で
入院した、手術した場合

入院等給付金のお受取人は「被保険者」です。
被保険者自身がご請求ください。



★ 被保険者が
高度障害、重度障害、
介護状態になられた場合

高度障害保険金、重度障害保険金、
介護保険金の受取人は「被保険者」
です。被保険者自身がご請求ください。



★ 被保険者が
お亡くなりになられた場合

死亡保険金の受取人は契約時にご
指定いただいた「受取人」です。
受取人自身がご請求ください。

入院は1日入院から、手術は公的医療制度に算定されているもの、先進医療に該当するものが対象です。

注) 公的医療保険制度に該当していても、以下の手術は支払対象外です。(16ページ参照)

- ア) 創傷処理
- イ) 皮膚切開術
- ウ) デブリードマン
- エ) 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- オ) 抜歯手術
- カ) 鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含みます。)

そのほかにも、お支払事例やお支払いできない事例など
保険金・給付金をスムーズにもれなくご請求いただくための
大事なことがらを記載しておりますので大切に保管してください。



HelloKitty

©1976, 2021 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. L617433

フコク生命

主な保険用語のご説明

- ①約款 やっかん 保険契約上のいろいろなとりきめを記載したものです。
- ②主契約と特約 しゅけいやく とくやく 保険の基本となる契約内容を主契約といい、その主契約の保障内容をさらに充実させるなどのために、主契約に付加する契約を特約といいます。
- ③保険証券 ほけんしょうけん 契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
- ④契約者 けいやくしゃ 保険会社と保険契約を結び、契約上の権利(たとえば、契約内容変更などの請求権)と義務(たとえば、保険料支払義務)を持つ人のことです。
- ⑤被保険者 ひほけんしゃ その人の生死・入院(手術)などが保険の対象となる人のことです。
- ⑥受取人 うけとりにん 死亡保険金・入院給付金などを受け取る人のことです。(契約者が指定します)
- ⑦保険金 ほけんきん 被保険者の死亡・高度障害・満期などに該当したときにお受取りになるお金です。
- ⑧給付金 きゅうふきん 災害・疾病により入院や手術を受けたとき、災害により身体に障害が生じたときにお受取りになるお金です。
- ⑨保険料 ほけんりょう 契約者にお払込みいただくお金のことです。
- ⑩告知義務と告知義務違反、解除 こくちぎむ こくちぎむいはん かいじょ 31ページをご参照ください。
- ⑪事実の確認など じじつ かくにん 32ページをご参照ください。
- ⑫責任開始期(日) せきにんかいじき 申し込まれた契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
- ⑬支払事由 しはらいじゆう 約款で定める、保険金・給付金をお支払いする場合をいいます。
- ⑭免責事由 めんせきじゆう 約款で定める、保険金・給付金をお支払いできない場合をいいます。

はじめに

この冊子について

ご加入後の保険金や給付金などをスムーズなお手続きで、もれなくご請求いただくために、また、お手続きの際の大変なことからをご理解いただくために作成しました。

この冊子は、大切に保管してください。

保障内容の確認
主な保険用語のご説明

保険金・給付金の流れ
請求手続の流れ

保険金・給付金受取人と必要書類について
円滑に保険金・給付金を
ご請求いただくための注意点

円滑に保険金・給付金を
ご請求いただくための注意点

保険金・給付金をもれなく
ご請求いただくための注意点

保険金・給付金のお支払いについて
お支払いについて

ご請求内容に関する事実の確認について
事実の確認について

セコム損保の「**セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」**」をセットでご加入の場合(参考)

個人情報の取り扱いについて／よくあるご質問
個人情報の取り扱いについて
よくあるご質問

目次

主な保険用語のご説明	1
保障内容の確認	3
第1章 保険金・給付金の請求手続の流れ	7
第2章 保険金・給付金受取人と必要書類について	8
第3章 円滑に保険金・給付金をご請求いただくための注意点	10
第4章 保険金・給付金をもれなくご請求いただくために	11
第5章 保険金・給付金のお支払いについて	12
事例1 入院給付金のお支払い	13
事例2 入院日数の要件	15
事例3 手術給付金(公的医療保険制度の対象となる手術)	16
事例4 先進医療給付金のお支払い	17
事例5 移植医療給付金のお支払い	17
事例6 就業不能年金・特定疾患就業不能給付金のお支払い(就業不能保障特約2012)	18
事例7 就業不能年金・就業不能給付金のお支払い(就業不能保障特約2020)	19
事例8 保険料払込免除特約について	20
事例9 がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金(所定の状態が60日以上)のお支払い①	21
事例10 がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金(20日以上の継続入院または所定の手術)のお支払い②	22
事例11 生活習慣病退院後療養給付金のお支払い	23
事例12 女性総合給付特則からの支払い	24
事例13 「不慮の事故」によるお支払い	25
事例14 高度障害保険金のお支払い	26
事例15 介護保険金のお支払い①(所定の要介護状態)	27
事例16 介護保険金のお支払い②(公的介護保険制度の要介護認定)	28
事例17 リビング・ニーズ特約保険金のお支払い	29
主な特約における対象となる病気の種類	30
保険金・給付金をお支払いできない場合について	31
ご請求内容に関する事実の確認について	32
セコム損保の「 セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」 」をセットでご加入の場合(参考)	33
個人情報の取り扱いについて／よくあるご質問	34



平成21年4月2日～
平成28年4月1日のご契約日の方

医療保険(09)・終身医療保険(09)《医療大臣プレミア》にご加入いただいている被保険者さま

ご加入いただいている保障内容の確認をしてください。

保険証券をご確認いただき、保険証券に表示されている保障内容を、下表の「加入」欄に「○」をつけてください。

現在ご加入の保障内容が確認できます。

保険名・特約名称	加入	保障概要
医療保険(09)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・入院(日帰り入院を含む1日以上入院した場合) 医療日額×入院日数 ・手術・放射線治療 <ul style="list-style-type: none"> 外来の手術………医療日額× 5 入院中の手術……医療日額× 20 放射線治療………医療日額× 10
入院見舞給付金	○	<p>入院給付金が1日支払われる場合に 医療日額× 4</p> <p>入院給付金が2日以上支払われる場合に 医療日額× 8</p> <p>ただし、支払事由に該当した時の被保険者の年令が満3歳未満の場合は支払対象となりません。</p>
成人病給付特約 (がん悪性新生物・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患)		<p>成人病による入院・手術の場合、 成人病給付特約日額×入院日数</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来の手術………特約日額× 5 入院中の手術……特約日額× 20 放射線治療………特約日額× 10
女性医療特約 (がん悪性新生物・新生物(乳房、女性生殖器、腎尿路、甲状腺)・甲状腺の障害、内分泌腺の疾患・血液および造血器の疾患・慢性リウマチ性心疾患・胆のう疾患・泌尿生殖系の疾患・妊娠分娩および産褥の合併症・筋骨格系および結合組織の疾患)		<p>特定疾病による入院・手術の場合、 女性医療特約日額×入院日数</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来の手術………特約日額× 5 入院中の手術………特約日額× 20 放射線治療………特約日額× 10

保険名・特約名称	加入	保障概要
女性医療特約		
自宅療養給付金		<p>特定疾病による入院給付金の支払事由に該当する入院を30日以上継続した後に生存退院した場合</p> <p>一回の入院につき(女性医療特約入院日額)×10</p>
がん特約		<p>がんによる入院・手術の場合、 がん特約日額×入院日数</p> <p>外来の手術…………特約日額× 5 入院中の手術…………特約日額× 20 放射線治療…………特約日額× 10</p>
3大疾病治療給付金付 がん特約 3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)		<p>がんによる入院・手術の場合、 がん特約日額×入院日数</p> <p>外来の手術…………特約日額× 5 入院中の手術…………特約日額× 20 放射線治療…………特約日額× 10</p> <p>①がん治療給付金 ・がんで入院を開始した場合 がん特約日額×200(2回目以降は×100)</p> <p>②急性心筋梗塞治療給付金 ・急性心筋梗塞で初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働作業制限を必要とする状態が医師によって診断された場合 がん特約日額×200</p> <p>③脳卒中治療給付金 ・脳卒中で初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的な後遺症が継続したと医師によって診断された場合 がん特約日額×200</p>
先進医療特約		
先進医療特約(06)		<p>先進医療による療養を受けたとき 特約基本保険金額に所定の給付割合を乗じた金額</p>
先進医療特約(16)		<p>先進医療による療養を受けたとき 技術料</p>
移植医療特約		<p>所定の移植を受けた場合 (特約基本保険金額の100%・30%)</p> <p>骨髄幹細胞、末梢血幹細胞採取手術を受けた(ドナーとなった)場合 (特約基本保険金額の3%)</p>
特定損傷特約		<p>不慮の事故により、骨折・関節脱臼・腱の断裂をした場合 (特約給付金額)</p>

※この他に「保険料払込免除特約」を付加されている場合は20ページをご参照ください。



平成28年4月2日以降のご契約の方

医療保険(16)・終身医療保険(16)《プレミアエイト》にご加入いただいている被保険者さま

※医療保険(09)・終身医療保険(09)《医療大臣プレミア》から医療保険(16)・終身医療保険(16)《プレミアエイト》に更新した被保険者さまを含む

ご加入いただいている保障内容の確認をしてください。

保険証券をご確認いただき、保険証券に表示されている保障内容を、下表の「加入」欄に「○」をつけてください。

現在ご加入の保障内容が確認できます。

保険名・特約名称	加入	保障概要
医療保険(16)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・入院(日帰り入院を含む1日以上入院した場合) 医療日額×入院日数 ・手術・放射線治療 <ul style="list-style-type: none"> 外来の手術……………医療日額× 5 入院中の手術…………医療日額× 20 放射線治療……………医療日額× 10
入院見舞給付特則		<p>入院給付金が支払われる場合に 医療日額×10</p> <p>ただし、支払事由に該当した時の被保険者の年令が満3歳未満の場合は支払対象となりません。</p>
生活習慣病特約 (がん悪性新生物・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患・脾疾患)		<p>8大生活習慣病による入院・手術の場合、 生活習慣病特約日額×入院日数</p> <p>外来の手術……………特約日額× 5 入院中の手術…………特約日額× 20 放射線治療……………特約日額× 10</p>
退院後 療養給付特則		<p>8大生活習慣病で15日以上継続入院したあと通院した場合、 通院日の属する月毎に特則金額</p>
女性疾病特約 (がん悪性新生物・新生物・甲状腺の障害・内分泌腺の疾患・血液および造血器の疾患・生殖系の疾患・妊娠分娩および産褥の合併症・筋骨格系および結合組織の疾患)		<p>女性疾病による入院・手術の場合、 女性疾病特約日額×入院日数</p> <p>外来の手術……………特約日額× 5 入院中の手術…………特約日額× 20 放射線治療……………特約日額× 10</p>

保険名・特約名称	加入	保障概要
女性疾病特約		
女性総合給付特則 特定女性疾病 ・乳房、女性生殖器のがん悪性新生物および新生物 ・卵巣機能障害および治療後卵巣機能不全など ・乳房の障害、卵巣炎、子宮内膜症など		<ul style="list-style-type: none"> ・特定女性疾病入院一時給付金 特定女性疾病による入院の場合 一回の入院につき5万円 ・出産給付金(契約日から2年を経過した後に出産した場合) 出産した子1人につき3万円 ・満了時給付金 この特約の満了時、下記金額(出産給付金が払われた場合は以下の金額から-3万円) 特約期間10年………20万円 特約期間15年………25万円 特約期間20年………35万円
がん特約		<p>がんによる入院・手術の場合、 がん特約日額×入院日数</p> <p>外来の手術…………特約日額× 5 入院中の手術…………特約日額× 20 放射線治療…………特約日額× 10</p>
3大疾病治療給付特則		<ul style="list-style-type: none"> ・がんで入院を開始した場合 ・急性心筋梗塞で継続20日以上の入院または所定の手術をした場合 ・脳卒中で継続20日以上の入院または所定の手術をした場合 <p>特則金額</p>
先進医療特約		先進医療による療養を受けたとき(技術料)
移植医療特約		<p>所定の移植を受けた場合 (特約基本保険金額の100%・30%)</p> <p>骨髄幹細胞、末梢血幹細胞採取手術を受けた(ドナーとなった)場合 (特約基本保険金額の3 %)</p>
特定損傷特約		不慮の事故により、骨折・関節脱臼・腱の断裂をした場合 (特約給付金額)

※この他に「保険料払込免除特約」を付加されている場合は20ページをご参照ください。

■入院・手術証明書(診断書)の手配はお早めにお願いします。

入院・手術証明書(診断書)を医療機関から発行してもらうには、一定の時間を要します。入院・手術証明書(診断書)の準備ができていますと、退院後すぐに給付金などをご請求いただくことが可能となりますので、退院日が決まりましたら、それにあわせて早めの発行依頼手続をお取りになることをおすすめいたします。
なお、診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

■医療費の領収証・診療明細書は必ず保管していただくようお願いします。

入院・手術証明書(診断書)に代えて、「入院・手術事情報告書」や「通院状況報告書」の提出でご請求いただける場合があります。この場合は、入院・通院費用の領収証コピーや診療明細書など、入院・手術・通院の事実を証明する書類(入院期間、手術名、病院名の明記されたもの)をあわせてご提出いただきます。
ただし、領収証コピーや診療明細書の内容に不明な点がある場合には病院などへの照会や、診断書のご提出をお願いすることがあります。
医療費の領収証・診療明細書は捨てずに、必ず保管していただくようお願いします。

【領収証の見本】

△× 医院 平成26年1月12日～平成26年1月17日

△× 医院

△× 医院

【診療明細書の見本】

△× 医院 平成26年7月20日～26年7月21日

△× 医院

■医療機関におけるカルテの保存期間にご注意ください。

医療機関がカルテを保存している期間は一般的には5年間です。ご請求手続が遅れたため、保存期間を経過し「入院・手術証明書(診断書)」の発行ができず給付金などを請求できないケースがあります。
このような事態を避けるためにも、退院後できるだけ早めのご請求をお願いします。

■弊社担当者にお気軽にご相談ください。

お客様の中には、さまざまな理由からご請求されない方がいらっしゃいます。
たとえば、「請求額が少額である」「請求手続が面倒」「診断書の手配が困難」などの理由から未請求のままとなっているケースがあります。
1～2日間の短期間の入院であっても、ご加入の保障内容によってはお支払いに該当する場合もあります。
ご請求手続に関しましては、弊社担当者へお気軽にご相談ください。(本冊子の裏表紙に担当者を記載しております。)

保険金・給付金は約款(普通保険約款・特約条項)の規定にもとづいてお支払いしますが、支払事由を満たさない場合や免責事由に該当した場合など保険金・給付金をお支払いできないこともあります。(31ページ参照)次のページ以降で具体的な事例を記載しておりますのでご覧ください。

被保険者の状態	関係する保険金・給付金など	関係する主な保険種類・特約種類	事例のページ
お亡くなりになった場合	死亡保険金など	—	25
	災害死亡保険金	災害割増特約、傷害特約	
障害状態になられた場合	高度障害保険金 保険料払込免除	—	25,26,28
	重度障害保険金	重度障害保障定期保険特約 重度障害保障特約	
	生活障害保険金	生活障害保障特約	
	障害給付金	傷害特約	
要介護状態になられた場合	介護保険金・年金 軽度介護給付金 介護終身年金 保険料払込免除	(新)積立型介護保険 介護保障定期保険、介護保障保険 (新)介護保障定期保険特約 介護保障特約、介護収入保障特約 介護終身年金特約 介護終身年金特約〈認知症加算型〉	27,28
就業不能状態になられた場合	就業不能年金 特定疾患就業不能給付金 就業不能給付金	就業不能保障特約(2012) 就業不能保障特約(2020)	18,19
余命6カ月と診断された場合	リビング・ニーズ特約保険金	リビング・ニーズ特約	29

! ご注意

- 実際の取扱いに関しては、契約内容・約款を必ずご確認ください。
- ご照会の多い事例を掲載しており、すべてのお支払いする場合・お支払いできない場合を紹介しているものではありませんのでご了承ください。ご不明な点がある場合は弊社担当者にご確認ください。
- ご加入いただいております契約の保険種類・特約種類・ご加入の時期は、保険証券などでご確認いただけます。



入院給付金のお支払い

1. 治療を直接の目的とする入院

入院給付金は、責任開始期以後の原因によって、病気やケガの治療を直接の目的として約款所定の入院日数を満たす入院をしたときにお支払いします。健康診断や人間ドック検査などを目的として入院したときや、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術などのための入院は、支払対象となりません。

！ご注意

- 身体の異常をきっかけとした医師の指示による検査入院は、病気に対する治療の一環として疾病入院給付金をお支払いします。
- 正常分娩（自費診療）の入院は、疾病の治療のための入院ではないため入院給付金の支払対象となりません。異常分娩（健康保険など公的医療保険適用）か正常分娩（自費診療）の入院かは医療機関の判断により決まります。ご提出いただいた書類で健康保険などが適用された入院かどうか判断ができない場合は、病院への照会や領収証などを提出していただき内容を確認する場合があります。



2. 「1回の入院」における支払日数限度

入院給付金をお支払いする契約（特約）には、「1回の入院」についてお支払いできる日数限度を約款に定めており、その日数を超えた部分の入院に対しては、入院給付金をお支払いできません。

「1回の入院」について入院給付金をお支払いできる日数限度は、120日限度です。

！ご注意

- 「1回の入院」についての支払日数限度のほかに、保険期間内における通算の支払日数限度も、約款に定めています。（1095日）
- 「がん特約」は、がんの治療を直接の目的とする入院に対して、がん入院給付金を日数無制限にお支払いします。
- 平成28年4月2日以降ご加入の医療保険〔医療保険（16）・終身医療保険（16）〕および生活習慣病特約（16）は、生活習慣病の治療を直接の目的とする入院に対して、疾病入院給付金・生活習慣病入院給付金を日数無制限にお支払いします。
- 平成28年4月2日以降ご加入の女性疾病特約（16）は、がんの治療を直接の目的とする入院に対して、女性疾病入院給付金を日数無制限にお支払いします。



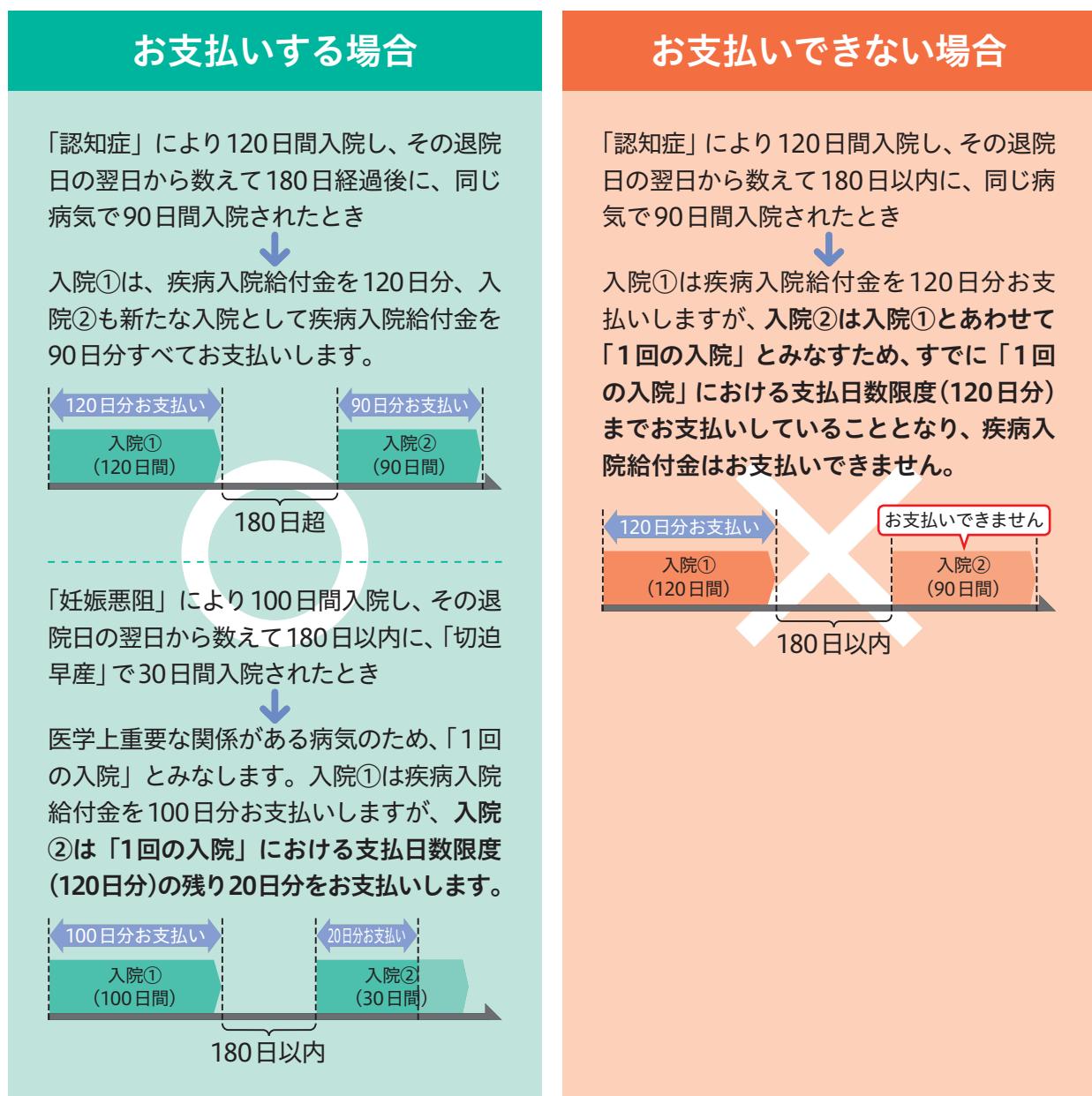
3. 複数回の入院

同一の病気または医学上重要な関係がある病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。(病名が異なる場合でも医学上重要な関係があると判断した場合には、「1回の入院」とみなす場合があります。)

ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつそれぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、「1回の入院」とみなし、入院日数を通算します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

《1回の入院における支払限度は120日です》



就業不能年金・特定疾患就業不能給付金 のお支払い(就業不能保障特約2012)

平成23年6月1日から令和2年3月31日までにご加入の就業不能保障特約(2012)

名称	支払事由	給付形態	支払額
就業不能年金	被保険者が保険期間中に、責任開始期以降の傷害または疾病(特定疾患を除く)を直接の原因として就業不能状態になり、その状態が121日以上継続したとき	5年有期年金 (保証期間なし)	1回の支払いにつき 特約年金額
特定疾患 就業不能給付金	被保険者が保障期間中に、責任開始期以降に発生した以下の特定疾患を直接の原因として就業不能状態になり、その状態が121日以上継続したとき <ul style="list-style-type: none">・被保険者の精神障害(薬物依存を除く)・被保険者の妊娠・分娩・産じょくなど	一時金 (お支払いは1回限り)	特約給付金額 (金額は一律30万円)

就業不能状態とは

傷害または病気により、治療を直接の目的とする入院または日本の医師の指示による在宅療養をしており、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態をいいます。

お支払いする場合

自動車事故により脊髄を損傷し、入院と医師の指示による在宅療養で121日以上就業不能状態が継続したと医師の診断書によって証明されたとき



お支払いできない場合

自動車事故により「外傷性頸部症候群(いわゆる、むちうち症)」と診断される。入院はしなかったが、首筋の痛みや頭痛が残ったため、自らの意思で仕事を休み、医師の指示のないまま121日以上自宅で静養を続けたとき

自動車の運転が必要な仕事をしている方が右大腿骨を骨折し、その仕事を再開するまでに121日以上の期間を要したが、その間、座業での事務など別の仕事であれば就業可能であったと判断されたとき

!ご注意

それまで従事していた仕事はできなくても、医学的にみて別の仕事であれば就業可能と判断されるような場合は、就業不能状態には該当しないため、就業不能年金はお支払いできません。



がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金(所定の状態が60日以上)のお支払い①

平成21年4月2日以降にご加入の「3大疾病治療給付金付がん特約」(プレミア)

がん治療給付金	支払事由	がんと診断確定され、がんによる入院を開始したとき
	支 払 額	1回目:がん入院給付金日額の200倍 2回目以降:がん入院給付金日額の100倍
急性心筋梗塞治療給付金	支払事由	急性心筋梗塞を発病し、所定の状態が60日以上継続したとき
	支 払 額	がん入院給付金日額の200倍(支払は1回)
脳卒中治療給付金	支払事由	脳卒中を発病し、所定の状態が60日以上継続したとき
	支 払 額	がん入院給付金日額の200倍(支払は1回)

(1)がん治療給付金について

- ・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん(乳房の上皮内がんを含みます)については、がん治療給付金の対象とはなりません。
- ・がん治療給付金は、何回でもお支払できます。
ただし、前回の治療給付金が支払われた入院の入院開始日から2年経過していることが条件です。

(2)急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金について

①「急性心筋梗塞治療給付金」の対象となる場合

被保険者が急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以外の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。

「急性心筋梗塞」…………冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾患であり、原則として以下の3項目を満たす疾病

- ア. 典型的な胸部痛の病歴
- イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
- ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的な上昇

②「脳卒中治療給付金」の対象となる場合

被保険者が脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

「脳卒中」…………脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

急性心筋梗塞または脳卒中により、初めて医師の診療を受けた日から60日経過するまでに死亡された場合で、死亡時まで上記の所定の状態が継続していたと医師によって証明されたときは、各治療給付金をお支払いします。

事例 10

がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金(20日以上の継続入院または所定の手術)のお支払い②

平成28年4月2日以降にご加入の「がん特約(16)」に3大疾病治療給付特則を付加した場合(プレミアエイト)

がん治療給付金	支払事由	がんと診断確定され、がんによる入院を開始したとき
	支 払 額	特則給付金額
急性心筋梗塞治療給付金	支払事由	急性心筋梗塞で20日以上継続して入院したとき、または所定の手術を受けたとき
	支 払 額	特則給付金額
脳卒中治療給付金	支払事由	脳卒中で20日以上継続して入院したとき、または所定の手術を受けたとき
	支 払 額	特則給付金額

(1)がん治療給付金について

- ・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がん(乳房の上皮内がんを含みます)については、がん治療給付金の対象とはなりません。

(2)急性心筋梗塞治療給付金・脳卒中治療給付金の対象となる場合

①急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、その治療を直接の目的とする入院が20日以上継続したとき

「急性心筋梗塞」…………冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾患であり、原則として以下の3項目を満たす疾病

- ア. 典型的な胸部痛の病歴
- イ. 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化
- ウ. 心筋細胞逸脱酵素の一時的な上昇

「脳卒中」…………脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により、脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

②急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、所定の手術を受けたとき

「所定の手術」…………公的医療保険制度の手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する手術を受けたとき

※公的医療保険制度、先進医療の対象であっても支払対象外の手術があります。(16ページ参照)

- ・がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金、脳卒中治療給付金をお支払いした後、その支払事由該当日から2年以内に再度同じ給付金の支払事由に該当した場合には、その給付金はお支払いしません。

※異なる種類の給付金(がん治療給付金と脳卒中治療給付金など)の支払事由該当日の間隔については、制限はありません。

- ・「20日以上の継続入院」とは、入院から退院まで途中退院することなく連続した入院をいいます。
- ・3大疾病治療給付金の支払いは、がん治療給付金、急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金を通算して10回を限度とします。

事例
12

女性総合給付特則からのお支払い

女性疾病特約に女性総合給付特則を付加した場合は以下の給付金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額
特定女性疾病入院一時給付金	所定の特定女性疾患により入院したとき	1回の入院につき 5万円
出産給付金	責任開始日から2年経過後に出産したとき	出産した子1人につき3万円
満了時給付金	保険期間満了時に生存しているとき	満了時給付金額 (出産給付金を支払っている場合は 3万円を差し引きます。)

特定女性疾患とは、女性疾病特約の入院給付金などの支払対象となる女性疾患のうち、特定の疾患をいいます。

特定女性疾患の種類は30ページをご覧ください。

《女性総合給付特則を付加されている場合》

【特定女性疾患入院一時給付金の場合】

お支払いする場合	お支払いできない場合
「乳がん」で11月2日～11月7日まで入院したとき	「甲状腺炎」で2月1日～2月14日まで入院したとき 「甲状腺炎」は特定女性疾患ではないため、特定女性疾患入院一時給付金はお支払いできません。 ※「甲状腺炎」は女性疾患特約の入院給付金の対象となる女性疾患に該当するため、女性疾患入院給付金はお支払いします。 ※対象となる特定女性疾患の種類は30ページ《女性疾患特約(16)の特定女性疾患の種類》をご覧ください。

【出産給付金の場合】

お支払いする場合	お支払いできない場合
平成28年4月2日に契約に加入し、令和元年6月10日に出産したとき	平成28年4月2日に契約に加入し、平成29年11月3日に出産したとき

保険金・給付金の
お支払いについて

特定女性疾患入院一時給付金のお支払いは、保険期間を通じて10回を限度とします。

同一の特定女性疾患により特定女性疾患入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらを1回の入院とみなします。

ただし、特定女性疾患入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。

事例
13

「不慮の事故」によるお支払い

「不慮の事故」とは約款に定める急激かつ偶発的な外来の事故のことをいいます。

病気であったために、通常であればケガにならない軽微な原因でケガを負った場合は、「不慮の事故」にはあたりません。

【災害死亡保険金の場合】

お支払いする場合

階段で足を滑らせ転落し、頭を強打して
「急性硬膜下血腫」をおこして死亡されたとき

お支払いできない場合

「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を
飲み込むことが困難な状態（嚥下障害）に
なっている方が、食物を喉に詰まらせて窒息
して死亡されたとき

※「不慮の事故」による災害死亡保険金などの支払対象とならない場合でも、死亡保険金などは支払対象になります。

【特定損傷給付金の場合】

お支払いする場合

自転車で走行中に転倒、左手を骨折し、治療を受けられたとき

テニスの練習中に、肩関節を脱臼し、治療を受けられたとき

お支払いできない場合

「骨粗しょう症」で骨が弱っている方が、立ち
上がりろうとして片手に体重をかけてしまった
ところ、腕を骨折し、治療を受けたとき

激しい胸痛があったため病院で受診したところ、咳を原因とした肋骨の骨折と診断されたとき

特定損傷給付金は、不慮の事故により以下の事由が発生し、治療を受けたときにお支払いします。

- ①**骨折**……………「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折の場合、また骨折部位が軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板など）の場合を除きます。
- ②**関節脱臼**……………「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。
- ③**腱の断裂**……………「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾患を原因とする腱の断裂を除きます。
なお、靭帯の断裂・損傷、肉離れは、腱とは異なるため該当しません。

「接骨院」・「整骨院」などの柔道整復師法に定める施術所での治療は「四肢における骨折または関節脱臼」に関する施術に限り、支払対象となります。

事例 14

高度障害保険金のお支払い

高度障害保険金は、責任開始期以後の原因によって、約款に定める高度障害状態に該当した場合にお支払いします。

※約款に定める高度障害状態とは、その障害について、回復の見込みがない状態をいいます。

回復の見込みのある場合は保険金をお支払いできません。診断書をご用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認をお願いいたします。

【対象となる高度障害状態】

①両眼の視力を全く永久に失ったもの

※「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。

②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

※「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

※「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの



お支払いする場合

自動車事故により傷害を負い、両眼の視力を全く永久に失ったとき（きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みなし）

お支払いできない場合

「糖尿病性網膜症」できょう正視力が左右とも0.02以下となったが、回復の見込みがあって治療を続けているとき

！ご注意

• 支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。

• 契約の保険種類によっては、高度障害状態により保険料のお払込みが不要となるなど、保障内容が異なることがあります。



介護保険金のお支払い①

(所定の要介護状態)

介護保険金は、責任開始期以後の原因によって、約款に定める要介護状態に該当され、その状態が一定期間継続した場合がお支払いの要件となります。

所定の要介護状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

認知症による 要介護状態が90日以上継続

医師の資格を持つ者により、「器質性認知症」と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

■見当識障害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・時間の見当識障害：季節や朝・昼・夜の認識ができない
- ・場所の見当識障害：自分の家や今いる場所の認識ができない
- ・人物の見当識障害：日頃接している人の認識ができない

寝たきりによる 要介護状態が180日以上継続

常時寝たきり状態で、次の①②両方に該当して他人の介護を要する状態をいいます。

① ベッド周辺の歩行ができない



② 次の2項目以上に該当

- ・衣服の着脱が自分でできない
- ・入浴が自分でできない
- ・食物の摂取が自分でできない
- ・排泄後の拭取り始末が自分でできない

お支払いする場合

「脳卒中」を発症。その後意識は回復したが、「器質性認知症」と診断され、見当識障害（時間、場所、人物の認識ができない）が残存し、90日以上継続したとき

「脳卒中」を発症。その後リハビリを継続するも、ベッド周辺の歩行に加え、衣服の着脱や入浴が介助がなければ全く自分でできない状態が180日以上継続したとき

お支払いできない場合

「脳卒中」を発症。その後、「器質性認知症」と診断されたが、季節や朝・昼・晚、自宅や病院、家族などについては何とか認識可能で、見当識障害の診断がされていないとき

「脳卒中」を発症。左半身麻痺となり、衣服の着脱や入浴、食物の摂取に介助が必要となつたが、リハビリにより3ヵ月後、ベッド周辺の歩行が、補助器具、および装具を使用すれば、自分でできるようになったとき



ご注意

- 支払対象となる所定の要介護状態は、公的介護保険制度による要介護認定とは基準が異なります。
- 所定の要介護状態に該当した場合に、以後の保険料のお払込みが不要となる保険種類もあります。



リビング・ニーズ特約保険金のお支払い

被保険者の余命が6ヶ月以内と判断される場合に、契約の死亡保険金の全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

※「余命6ヶ月以内」とは、ご請求時点で、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6ヶ月以内であることを意味します。

お支払いする金額は、被保険者が指定した金額(指定保険金額)から、指定保険金額に対応する6ヶ月分の利息および保険料を差し引いた金額となります。

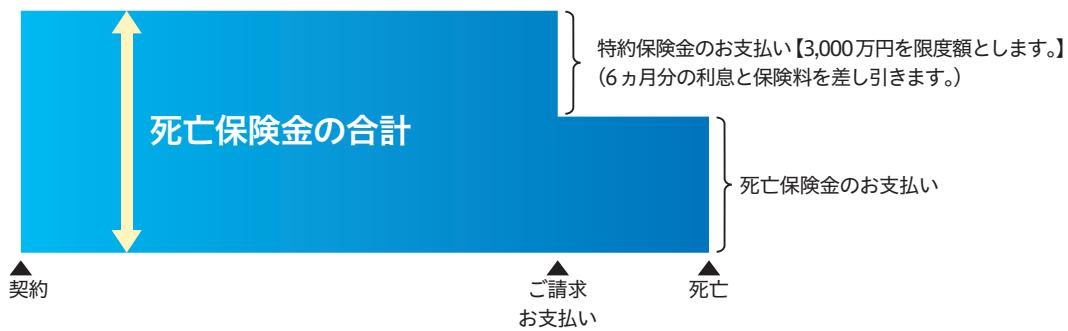
指定保険金額は、特約保険金のご請求時に、死亡保険金額の範囲内かつ3,000万円以内で指定していただきます。

※保険期間満了までの期間が1年以内の契約(特約)については、その契約(特約)が更新可能な場合を除き、指定保険金額の対象外です。

同一被保険者について、複数の契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合も、指定保険金額は通算して3,000万円を限度としています。

【特約保険金のお支払例】

《死亡保険金額の一部を指定保険金額として指定された場合》



- 特約保険金をお支払いした部分については、特約保険金の請求日にさかのばって消滅します。
- 特約保険金をお支払いした後も継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払込みいただきます。

! ご注意

特約保険金のお支払いは、1契約について1回限りです。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

1. 責任開始時前の発病の場合

入院給付金などは、一般に契約(特約)の責任開始期(復活の場合は復活日)以後に発病した病気、または責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合が支払対象となります。したがって、責任開始期前に発病した病気や責任開始期前の事故を原因とする場合には、お支払いできません。

2. 告知義務違反による解除の場合

契約または復活の際には、現在の健康状態や職業・過去の病歴・身体の障害状態などについて、被保険者ご自身に正確に告知していただく必要があります。(告知義務)

契約の際に、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、契約が解除となり、保険金・給付金などのお支払い、または保険料の払込免除の取扱いができないことがあります。

なお、責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金などの支払事由が責任開始期より2年以内に発生していた場合には、契約を解除することができます。

ただし、保険金・給付金などの支払事由の発生が解除の原因となった事由によらない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。

① ご注意

生命保険募集人(募集代理店を含みます。)に口頭でお話しされただけでは告知したことにはならず、告知義務違反で契約が解除となる場合があります。契約または復活の際の告知事項については、必ず正確に告知していただきますようお願いします。



3. 重大な過失などによる免責の場合

保険金・給付金の支払事由が発生していても、被保険者の重大な過失などによるものである場合には、災害死亡保険金などはお支払いできません。

災害死亡保険金の免責事由には、以下の項目があります。

- ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- ②受取人の故意または重大な過失によるとき。
- ③被保険者の犯罪行為によるとき。
- ④被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- ⑦地震、噴火または津波によるとき。
- ⑧戦争その他の変乱によるとき。

※保険金・給付金の種類により免責事由は異なります。詳しくは「ご契約のしおり - 定款・約款」をご覧ください。

災害死亡保険金の免責事由に該当する場合でも、死亡保険金の免責事由※に該当しないときは、死亡保険金は支払対象になります。

※①責任開始期(復活を含みます。)から所定の期間内の被保険者の自殺、②契約者または受取人の故意によって被保険者が死亡したとき。

ご請求内容に関する事実の確認について

ご提出いただいた書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の内容・経過、障害の状態、事故の原因などについて、詳細な確認・調査(医療機関への確認を含みます。)および照会(以下「事実の確認など」)をさせていただく場合があります。

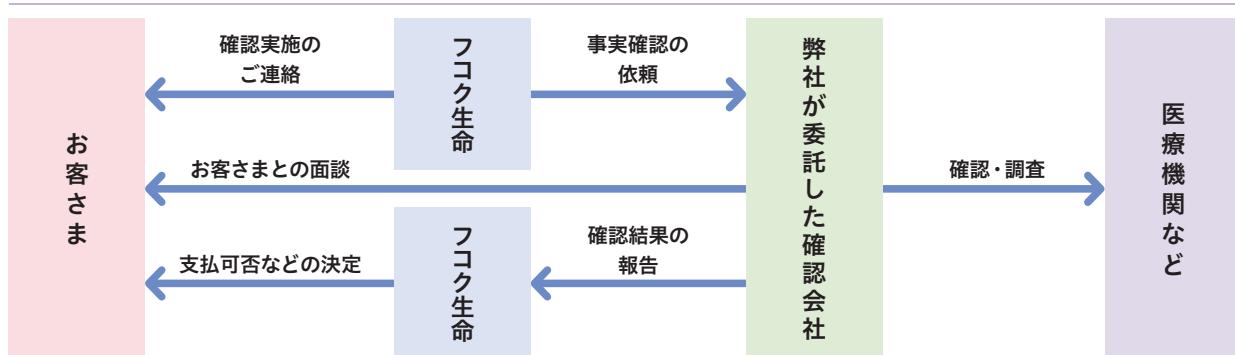
また、これにより、支払可否の検討、お支払いする金額の確定、あるいは契約(ご請求の契約以外の契約、特約を含みます。)の継続可否の検討をさせていただくことがございます。

なお、この事実の確認などは、弊社が業務委託をしている確認会社が実施します。

【事実の確認などを行わせていただく主な事例】

- ご加入後、2年以内に保険金・給付金などのご請求をいただき、責任開始期前の発病、受診の可能性がある場合
- 保険金・給付金の診断書の内容について、治療内容の詳細がわからない場合
- 特約などから追加でお支払いできる可能性がある場合
- 事故の詳細な状況を確認する必要がある場合

【事実の確認の主な流れ】



「事実の確認など」をさせていただく場合には、ケースによって約款に定める日数(45日・60日・180日)以内にお支払いします。

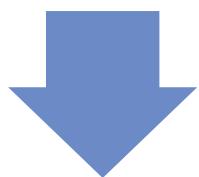
「事実の確認など」に時間がかかり、お支払いが遅れることがあります。上記の日数以内にお支払いができなかった場合には、お支払いすべき金額に、法令に定められた所定の遅延利息をあわせてお支払いします。

「事実の確認など」の結果、最終的にはお支払いできない場合もあります。詳しくは、第5章「保険金・給付金のお支払いについて」をご参照ください。

セコム損保のガン保険「自由診療保険メディコムプラス」をセットでご加入の場合(参考)

お客さまが病院より「ガン確定診断」を受けた場合は、治療を開始される前に保険証券記載のメディコム・ナースコールセンターへ必ずご連絡ください。

保険期間の開始前または待機期間中（保険期間の初日からその日を含めて90日間）にがんと確定診断されていた場合、「自由診療保険メディコムプラス」については、ご契約の効力が生じなかつたもの（無効）として取り扱います。その際も必ずメディコム・ナースコールセンターへご連絡ください。



保険金請求に必要な書類について

メディコム・ナースコールセンターより、保険金支払のために必要な書類が契約者（被保険者）さまへ向けて郵送されます。原則として、契約者（被保険者）さまには下記の書類をご用意いただきます。

ガン入院保険金のお支払いに必要な書類

- 保険金請求書**：ガンに罹患された被保険者さまにご記入いただきます。
- 診断書（セコム損保書式）**：入院治療を受けられた病院から取り付けていただきます。（※）
- 領収証**：入院治療を受けられた病院での治療費の領収証をお送りいただきます。（※）

※セコム損保の協定病院に自由診療で入院された場合、入院治療費（ガン入院保険金）はセコム損保から直接協定病院へ支払われますので、診断書および領収証の手配は必要ありません。

ガン外来保険金のお支払いに必要な書類

- 保険金請求書**：ガンに罹患された被保険者さまにご記入いただきます。
- 診断書（セコム損保書式）**：通院治療を受けられた病院から取り付けていただきます。
- 領収証**：外来治療を受けられた病院での治療費の領収証をお送りいただきます。

その他必要な書類

- 同意書**：ガンの診断確定日がセコム損保の定める契約後の一定期間内に該当する場合など、セコム損保またはセコム損保が委託した者が被保険者の病気の内容や告知の内容などについて確認を行う場合があります。その際は、同意書を取り付けさせていただきます。

個人情報の取扱いについて

富国生命保険相互会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客様の個人情報を次のとおりに取り扱います。

当社は以下の目的で個人情報を利用します。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

よくあるご質問

○必要な書類がなにかわからない

- ・死亡保険金請求書類
「保険金等請求書」「死亡診断書」「住民票」「印鑑登録証明書」などが必要です。
 - ・入院・手術給付金請求書類
「給付金等請求書」
「入院・手術証明書(診断書)」、または「入院・手術事情報告書」および「領収証」「診療明細書」
 - ・その他、ご請求の内容に応じて、上記以外の書類を提出していただくことがあります。
- ⇒本冊子 第2章・第3章 をご参照ください。

○書類の記入の仕方がわからない

- ・ご記入いただく書類は、基本的に「保険金・給付金等請求書」「入院・手術事情報告書」「通院状況報告書」「事故報告書」などです。
 - ・受取人ご自身がご記入ください。
 - ・ご記入方法につきましては、各種書類の記入見本をご確認ください。
- ⇒本冊子 第2章 をご確認ください。

○体調が悪くて書類が記入できない

- ・身体状態など特別な事情により、受取人ご自身が請求できない場合は、代理人が請求できる場合があります。
- ⇒本冊子 第2章 をご確認ください。

○どのような保障のある契約に加入しているかわからない

- ・お手持ちの「保険証券」「ご契約のしおり-定款・約款」、年に1回お客様あてに郵送しております「フコク生命だより」などで、保障内容のご確認を行ってください。

また、ご不明な点がございましたら、弊社担当者にお気軽にお問い合わせください。

富国生命保険相互会社

〒270-1352 千葉県印西市大塚 2-10

フコク生命のホームページ <https://www.fukoku-life.co.jp>

フコク生命 お客様センター

フコク ハイナ
0120-259-817

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

_____さまのお手続きについては、以下の担当者が
担当させていただきます。

取扱支社・所属営業所

担当